

**守山市立こども園・保育園給食調理業務（玉津・浮気）
公募型プロポーザル方式実施要項および募集要項**

1 対象事業の目的

抵抗力の弱い低年齢児に対して、衛生管理を十分に行った安全・安心な給食を安定的に提供することを目的とします。

2 業務名

守山市立こども園・保育園給食調理業務（玉津・浮気）

3 業務場所

守山市立玉津こども園（守山市赤野井町地先）

守山市立浮気保育園（守山市浮気町地先）

4 業務内容

別紙「守山市立こども園・保育園給食調理業務（玉津・浮気）仕様書」のとおり

5 履行期間

(1) 玉津・浮気

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

6 見積上限価格

金 109,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

本業務は、抵抗力が弱い低年齢児を対象としているため、厳しい衛生管理力が求められます。また、離乳食やアレルギー食など、園児一人ひとりに対してきめ細かい対応のできる技術力も必要としており、金銭面だけでなく、対象施設給食についての理解度や運営能力などが必要となります。そのため、より安全・安心な給食提供を実施できる事業者を選定するため、提案による「公募型プロポーザル方式を採用します。

8 参加資格条件

令和2年度役務委託等業務業者登録名簿に登録され、「給食サービス」の給食調理を希望する者。

ただし、以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとする。

ア 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者

イ 営業を開始してから公告日の前日までに事業年度（12 か月）以上経過していない者

ウ 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

9 選定条件

原則、参加申し込みのあった者で上記 8 に該当する者とする。

10 受託者決定までのスケジュール

実施要項および募集要項を発表	令和 2 年 11 月 4 日（水）
現地説明会	令和 2 年 11 月 19 日（木）
質問締切り	令和 2 年 11 月 26 日（木）
質問回答	令和 2 年 12 月 3 日（木）
提案書提出期間	令和 2 年 12 月 14 日（月）
審査会（ヒアリング）	令和 2 年 12 月 23 日（水）
審査結果通知	令和 3 年 1 月下旬

11 現地説明会の開催

委託施設の概要および施設見学のため、説明会を開催します。

なお、説明会への参加は任意であり、参加しないことで選考において不利になることはありません。

(1) 開催日 令和 2 年 11 月 19 日（木）

(2) 説明会のスケジュール（時間は目安になります。）

玉津こども園 午後 2 時 30 分から午後 3 時 10 分まで

浮気保育園 午後 4 時 10 分から午後 4 時 30 分まで

(3) 参加申込み

令和 2 年 11 月 18 日（水）午後 5 時までに守山市こども家庭局保育幼稚園課あてに業者の名称および参加者氏名を連絡してください。参加者は、1 社につき 2 名までとします。なお、参加申込みのない方は、説明会にご参加いただくことは

できません。

(4) その他

ア 本業務に関する施設概要や業務内容は、玉津こども園で説明いたします。他の施設は、見学のみとなります。

イ 給食室の見学を希望する方は、白衣、帽子、マスクおよび厨房用靴を持参し、説明会開催日から2週間以内に行った検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌および腸管出血性大腸菌 0-26、0-111、0-157）の結果を提出してください。

ウ 玉津こども園は、施設の駐車場をご利用いただけますが、収容台数に限りがあるため、1社につき1台のみのご利用とさせていただきます。なお、ご利用いただく駐車場の場所は、お申込み後にご案内いたします。

浮気保育園は、施設の駐車場をご利用いただけないため、近隣の有料駐車場等をご利用ください。

12 質疑応答

(1) 受付期間

令和2年11月4日（水）から令和2年11月26日（木）まで

(2) 質問方法

質問内容を質問書（様式2）で提出してください。提出方法は、電子メールによるものとします。また、提出された場合はその旨を電話にて連絡してください。電話および口頭による受付は不可とする。とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市のホームページで12月3日（木）までに掲載する。

13 提案書の提出について

(1) 提案内容

提案書（様式1）にて提案してください。

(2) 提出日時

令和2年12月14日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

守山市こども家庭局保育幼稚園課

(4) 提案書の様式および部数

- ・ 提案書：7部（正本1部、副本6部）
- ・ 委託料内訳書や業務実績、マニュアル等の添付資料：1部

(5) 提出方法

提案書に必要書類を添えて、提出してください。郵送等による提出は不可としま

す。なお、提案書提出後は、辞退することができません。

(6) 記入上の注意

- ・ 提出期間内に提出されない場合は、失格とします。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは、失格とします。
- ・ 提案書等様式の電子データが必要な場合は、守山市こども家庭局保育幼稚園課まで申し出てください。

14 審査会について

(1) 開催日

令和2年12月23日（水）に実施いたします。プレゼンテーションは、提案書提出順としますので、具体的な日程は、提案書提出後に別途連絡いたします。

(2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、園に配属している専門職員なども含め、5人の審査員が行います。すべて、守山市健康福祉部に所属する職員です。

(3) 審査項目

委託料	20点
企業実績	10点
給食に対する考え方	18点
安全衛生管理について	18点
緊急時対応について	9点
業務内容変更に対する対応について	10点
受託決定後、業務開始に向けた計画について	15点
	<hr/>
	100点

(4) 審査会における注意点

- ・ 提案者は、**3名以内**とします。
- ・ 提案時間は、**1社15分**とします。

15 提案書の公開等

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属します。ただし守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、応募された提案書は返却いたしません。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、提案書類を公開することがあります。

16 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成や提出、その他提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

17 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市こども家庭局保育幼稚園課 担当：白井

電話 077-582-1129

FAX 077-582-1138

E-mail hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp